

## 契約条項

### 第1条 (目的)

本契約は、乙が契約有効期間中日本国内における乙所定のサービス地域内において、表記記載のサービス(以下本サービスという)を甲に提供し、甲がその対価を乙に支払うことを目的とします。

### 第2条 (定義)

本契約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) beat-boxとは、本サービスの提供に必要な機械装置を意味します。
- (2) beat-nocとは、本サービスの提供を管理する乙指定のセンターを意味します。
- (3) beat-idcとは、次条に定める基本サービス basic(idcあり)サービスまたは idc ホスティングサービスで提供する甲のホームページデータ、インターネットメールを格納する機械装置を意味します。
- (4) サイボウズサーバーとは、次条に定める asp サービス for サイボウズ(R) で甲の情報を格納する機械装置を意味します。
- (5) ソフトウェアとは、本契約にもとづき乙が甲に提供する乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (6) PCとは、甲が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
- (7) ISPとは、インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。

### 第3条 (本サービスの内容)

1. 甲が、基本サービス basic(idcあり)サービスを契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。

- (1) beat-noc により、ブロードバンド回線、beat-box、beat-box に格納するウイルス定義ファイルの更新およびクライアント PC の状況を監視します。
- (2) beat-box により、次の機能等を提供します。
  - ファイアウォール機能
  - IP アドレスの自動割り当て
  - 固定 IP アドレスの手動確保、一覧、確保解除
  - 利用者の追加・削除
  - グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
  - メンバーリストの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
  - 共有フォルダーの追加・削除、責任者およびアクセス権の変更
  - メール送受信およびメールのウイルスチェックならびにウイルス感染メールの破棄
  - ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
  - ホームページ作成ツールの提供
  - 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加(甲が選択した場合)
- (3) 乙は、乙が指定する連絡先(以下、コンタクトセンターという)において、甲の質問に対し助言します。ただし、甲の質問等は、甲が本契約で選択した basic サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
- (4) beat-box に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、乙が甲に次の事項を依頼した場合、甲は協力するものとします。
  - beat-box のエラーコード表示やインジケータの確認、ケーブルの接続確認、beat-box などの関連する機器の電源確認、PC での簡単な操作など、軽微な作業
- (5) 乙が前2号のサービスを甲に提供する時間帯は、各々次のとおりとします。
  - コンタクトセンターの対応時間帯
  - <1> 平日：9時(電話受付のみ8時)から21時まで
  - <2> 土・日・祝日・12月31日から1月3日  
9時から18時まで乙の指定する技術者の対応時間帯  
乙所定の営業日・営業時間内とします。

(6) 甲専用のホームページの公開およびインターネットからのメール受信サービスを次に定める容量を限度に提供します。ただし、次に定める容量が乙所定の基準を超えた場合または第18条各項に該当する場合、乙は甲に何ら通知なく、現に蓄積している甲のデータを削除し、または甲のデータの配送を停止することがあります。

ホームページ公開用 30Mbyte

メール受信用 300Mbyte

2. 甲が、基本サービス basic サービスを契約した場合、乙は、前項第1号乃至第5号のサービスを甲に提供し、同項第6号のサービスは甲に提供しないものとします。
3. 甲が、基本サービス branch サービスを契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。
  - (1) beat-noc により、ブロードバンド回線、beat-box の状況を監視します。
  - (2) 第8項記載の beat ブランチハブを介して第1項第2号乃至第5号のサービスを甲に提供します。
4. 前3項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
5. 甲が、第1項または第2項の基本サービスに本項各号のオプションサービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。
  - (1) idc ホスティングディスク容量追加サービス  
第1項にもとづき甲が使用できる beat-idc の容量を 10Mbyte 単位で追加します。ただし、追加は 10Mbyte 単位とし、最大 250Mbyte までとします。
  - (2) isp サービス  
甲が通信事業者との契約にもとづき甲の費用負担で使用するブロードバンド回線において甲がインターネットを利用できる表記記載のサービスを提供します。
6. 甲が、第1項または第2項の基本サービスに PC クライアントアンチウイルスサービスの付加を契約した場合、乙は、日本 CA 株式会社のアンチウイルスプログラムを甲に提供します。
7. 甲が、第1項または第2項の基本サービスにアカウント入力代行サービスの付加を契約した場合、乙は甲のメールアドレスの入力を代行します。ただし、メールアドレスの入力は、乙所定のアカウント数以下までとします。
8. 甲が、第1項または第2項の基本サービスに複数拠点接続サービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。
  - (1) 甲および甲と複数拠点接続サービスを共有する他の契約者(以下、甲等という)が、複数拠点接続サービスを契約した場合、甲等に設置された beat-box(以下、この beat-box の集合をコミュニティという)をインターネット上の暗号化により保護された通信経路を介して相互に接続し、各 beat-box に接続された LAN 間における通信およびメール・共有フォルダー等のサービスを提供します。
  - (2) 前号のコミュニティにおいて、甲等に指定された者が特定する1台の beat-box をハブと称し、その他の beat-box をスポークと称します。また branch サービスのハブ拠点の機能を提供するハブ拡張サービスを契約した拠点をブランチハブと称し、基本サービス branch サービスを締結した拠点をブランチと称します。
  - (3) 甲等は、前号にもとづき特定されたハブ、スポークおよびブランチハブ、ブランチについて、次の事はできません。
    - ハブをスポークに変更すること、またはスポークをハブに変更すること。
    - ブランチハブをブランチに変更すること、またはブランチをブランチハブに変更すること。
    - ブランチをスポークに変更すること、またはブランチハブをハブに変更すること。
    - スポークをブランチに変更すること、またはハブをブランチハブに変更すること。
    - ブランチから直接インターネットにアクセスすること、および直接メールを送受信すること。

ハブについて基本サービス basic サービスおよび複数拠点接続サービス等の本サービスを解約すること、またはブランチハブについて基本サービス basic サービスおよびハブ拡張サービス等の本サービスを解約すること。

スポークについて複数拠点接続サービスのみを解約すること、またはブランチについて基本サービス branch サービスのみを解約すること。

- (4) 乙が複数拠点接続サービスを甲に提供する条件は、次のとおりとします。

甲等は、ハブまたはブランチハブの契約者がコミュニティの管理責任者(以下、コミュニティ責任者という)となることを承諾します。

あらたにコミュニティに basic サービスを追加する場合、またはコミュニティから脱退する場合、甲等はコミュニティ責任者の書面による事前承諾を得るものとし、乙はコミュニティ責任者の承認が甲等の総意であるものとみなします。

乙が指定する種類のドメインを、甲が所有していること。

ハブおよびスポークならびにブランチハブおよびブランチに対し前記のドメインが指定されていること。

ハブおよびスポークならびにブランチハブおよびブランチ以外の beat-box に対して前記のドメインが指定されていないこと。

ハブおよびスポークまたはブランチハブおよびブランチ、スポークの総数が乙所定の台数以下であること。

ハブおよびスポークまたはブランチハブおよびブランチ、スポークのユーザー数が乙所定のアカウント数以下であること。

beat-idc を利用する場合、第 3 条第 1 項第 6 号の定めにかかわらず、ホームページ公開用の容量は 280M byte を限度とします。

ハブまたはブランチハブの設置場所の回線は、乙が指定する種類のブロードバンド回線であること。

ハブまたはブランチハブのインターネット側の IP アドレスは、グローバルであること。

ハブおよびスポークまたはブランチハブの設置場所でファイアウォール等の機器を使用する場合、乙に事前に通知の上、乙所定の設定を行うこと。

甲がコミュニティにおいて社内メールサービスを使用する場合、ハブまたはブランチハブの設置場所に社内メールサービスの環境があること。

同一コミュニティに属する beat-box 相互間または beat-box とインターネット間の回線の提供品質によって、複数拠点接続サービスが利用できないときでも乙はその責めを負わないものとします。

9. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスに複数拠点接続サービスの付加を契約すると同時にコミュニティのハブにハブ拡張サービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は、次のとおりとします。

- (1) ブランチ拠点収容機能  
1つ以上のブランチおよびスポークからの接続を受け入れます。
- (2) 代理ウイルスチェック機能  
ブランチからのインターネット通信 (http,ftp) およびメールの送受信に対しウイルスチェックを実施します。
- (3) 他拠点管理機能  
収容するブランチの設定変更および電源管理を実施します。なお、電源管理は 1つ以上のブランチに対し停止または再起動を指示するための機能で停止または再起動の完了までを保証するものではありません。
- (4) QoS 優先制御機能  
指定する通信を他の通信より優先して転送します。なお、本機能は指定する通信の品質劣化および遅延を減少させるための機能であり、その通信を高速化するための機能ではありません。また、通信の品質劣化および遅延の改善を保証するものではありません。
- (5) オプションサービスを利用機能  
ブランチはコミュニティ責任者の承諾により次のオプションサービスの中からブランチハブで契約したオプションサービスを利用することができます。

PC クライアントアンチウイルスサービス  
リモートアクセスサービス  
ダイヤルアップサービス  
モバイルメールサービス  
コンテンツフィルタサービス  
セキュリティキーサービス

10. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスにリモートアクセスサービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。

- (1) 甲は、beat-box に LAN 接続していない PC (以下、外部 PC という) からインターネットを介して beat-box にアクセスし、次のことが実施できます。

beat-box のメールサービスの利用

beat-box の共有フォルダの利用

beat-box の WWW サービスのアクセス

beat-box に接続する機械装置にアクセスし、プリンターへの印刷指示、WWW サービスへのアクセス、ファイルサービスへのアクセス

甲が複数拠点接続サービスを契約している場合、インターネットを介してアクセスした beat-box 以外の beat-box へアクセスし、当該 beat-box の共有フォルダの利用、簡易グループウェアの利用、当該 beat-box に LAN 接続された機器へのアクセス

- (2) 乙がリモートアクセスサービスを甲に提供する条件は、次のとおりとします。

外部 PC から接続する beat-box にはグローバル IP アドレスが割り当てられていること。

リモートアクセスサービスの同時利用は、乙所定の接続数以下であること。

- (3) 甲が付与するリモートアクセス権は、甲の責任で管理するものとします。

- (4) 甲は、本サービスの利用者が本サービスに接続する外部 PC ・メールアドレス・パスワード等を厳重に管理するよう、適切な措置を講ずるものとします。

- (5) 甲は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

リモートアクセスサービス用に乙が甲に提供する接続ツール(以下、接続ツールという)を不特定多数がアクセス可能な状態にすること。

甲が指定した basic サービスまたは branch サービスの利用者以外に、接続ツールを配布すること。

basic サービスまたは branch サービスの利用者に、リモートアクセスサービスを利用する目的以外で接続ツールを配布すること。

接続ツールのリバースエンジニアリング、接続定義ファイルの解析を行うこと。

リモートアクセスにより beat-box と接続されている外部 PC を LAN に接続し、当該 LAN に接続されている他の機械装置のゲートウェイとして外部 PC を利用すること。

11. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスにダイヤルアップサービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。

- (1) 甲は、乙所定の公衆アナログ回線、ISDN 回線(64K)、携帯電話、PHS 回線を利用して、乙の提供するアクセスポイントからインターネットに接続できます。

- (2) 乙の提供するアクセスポイントに接続するために必要な通信費用は甲の負担とします。

- (3) 乙は、ダイヤルアップサービス 1 契約に対して、一対のネットワーク ID(ログイン名)およびネットワークパスワードを甲に提供します。

- (4) 1 ネットワーク ID で可能な同時アクセスは、20 アクセスとします。

- (5) 甲は、乙から提供されたネットワーク ID およびネットワークパスワードに関し、次の管理責任を負うものとします。

甲はダイヤルアップサービスで提供されるネットワーク ID およびネットワークパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により乙あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の措置を講じるものとします。また、甲はネットワーク ID およびネットワークパスワードの不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

- 甲は、ネットワーク ID およびネットワークパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに乙にその旨を連絡するものとします。
- (6) 乙は、ネットワーク ID およびネットワークパスワードの漏洩、不正使用などから生じた一切の損害について、責任を負わないものとします。
- (7) 甲は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
- ネットワーク ID およびネットワークパスワードを、甲が使用を認めた basic サービスまたは branch サービスの利用者以外に開示すること。
- 乙が提供するネットワーク ID およびネットワークパスワードを第三者に譲渡、賃貸すること。
12. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスに利用者追加サービスの付加を契約した場合、甲は、10 アカウント単位で乙所定のアカウントを上限として申し込めるものとします。
13. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスにモバイルメールサービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。
- (1) 甲は、beat-box に受信したメールについて、以下の機能を利用できます。
- インターネット対応携帯電話から株式会社 fonfun (以下、リモートメールサービス提供会社という)のリモートメールサービスを利用して、beat-box に受信したメールを閲覧および削除すること(以下、リモートメール連携機能という)。
- beat-box に受信したメールの件名を、指定した携帯電話アドレスへ転送すること(以下、着信通知機能という)。
- (2) 乙は、リモートメールサービス提供会社のリモートメールサーバーと beat-box の通信を仲介する中継サーバーを設置し管理します。
- (3) 乙が甲にモバイルメールサービスを提供する条件は、次のとおりとします。
- リモートメール連携機能で接続する beat-box には、グローバル IP アドレスが割り当てられていること。
- リモートメールサービスはリモートメールサービス提供会社の提供する携帯コンテンツサービスであり、リモートメールサービスの利用に関しては、携帯電話利用者の責任でリモートメールサービス提供会社の利用規約に同意し、規約に基づくリモートメールサービス利用料を負担します。また、リモートメールサービスの提供条件およびサービス品質等については、乙はその責任を負わないものとします。
- 携帯電話の通信料金は、携帯電話利用者が負担するものとします。また、携帯電話の通信品質等については、乙はその責任を負わないものとします。
- 乙は、着信通知機能の転送先メールアドレス設定の間違い等による障害やそれに伴ういかなる損害に関して責任を負わないものとします。
- 甲が甲の判断で任意に付与するモバイルメール権は、甲の責任で管理するものとします。
14. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスにセキュリティキーサービスの付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。
- (1) 甲が使用する PC の USB コネクタに、乙の指定するセキュリティキーを挿入後、次の機能を利用できます。
- 暗号鍵の生成・複製・消去。および暗号鍵の PC への登録。
- PC (ローカルディスク)内のフォルダおよびファイルの暗号化・復号。
- ワークステーションロック。
- (2) 乙がセキュリティキーサービスを甲に提供する条件は、次のとおりとします。
- セキュリティキーサービスで利用出来る USB トークンデバイスは、乙が甲に無償提供するセキュリティキーとします。
- 甲は乙が提示するセキュリティキーに関する使用条件および保管方法に従い甲の責任において管理・使用するものとします。
- (3) 甲の故意または過失により、セキュリティキーが故障、破損または紛失した場合、甲は乙から有償でセキュリティキーの提供を受けるものとします。
- (4) 甲は、セキュリティキーサービスの利用に際し、オンラインヘルプおよび PC に表示されるご利用上の注意等セキュリティキーサービスの使用条件を遵守するものとします。
- (5) 乙は、セキュリティキーサービスの利用によって、あるいはセキュリティキーサービスが利用できなくなったことによって甲に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前から乙あるいは第三者が警告していたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 前号のほか、次の各条項に該当する場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 甲がセキュリティキーサービスを利用してフォルダまたはファイルを暗号化したときの PC の動作環境(ハードウェア構成・OS・各種設定状態等)と異なる動作環境で復号できない場合
- 甲が契約したサービス数を超えてセキュリティキーサービスを利用して暗号化したフォルダまたはファイルを復号できない場合
- セキュリティキーサービスを利用して暗号化したフォルダまたはファイルをセキュリティキーサービス終了前までに復号しなかった場合
- セキュリティキーサービスのオンラインヘルプ・PC に表示されるご利用上の注意・取扱説明書等の記述に反した使用方法または不正な行為により暗号化したフォルダまたはファイルの復号。
- セキュリティキーサービスのオンラインヘルプ・PC に表示されるご利用上の注意・取扱説明書等の記述に反した使用方法または不正な行為による暗号鍵の作成・複製・消去。
- セキュリティキーサービスの取扱説明書等の記述に反した使用方法または不正な行為によるワークステーションロックの解除。
15. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスに回線二重化設定サービスの付加を契約した場合、乙が提供する機能は次のとおりとします。
- (1) 乙は、beat-box とインターネット間の接続において 2 つの通信回線を利用可能とする機能を提供します。
- (2) 回線二重化設定サービスを利用する場合、オプションサービスの isp サービス契約は 1 種類に限るものとします。
16. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスにコンテンツフィルタサービスの付加を契約した場合、乙は、デジタルアーツ株式会社提供のデータベースを使用し beat-box に接続した PC から Web サイトへのアクセスを制限する機能を甲に提供します。
17. 甲が、第 1 項または第 2 項の基本サービスに asp サービス for サイボウズ(R)の付加を契約した場合、乙が提供するサービス内容は次のとおりとします。
- (1) 乙は、サイボウズ株式会社が有するサイボウズ Office7 for ASP の機能および、サイボウズ Office7 ワークフロー、サイボウズ Office7 報告書、サイボウズ Office7 プロジェクトを甲に提供します。ただし、次に例示するサイボウズ Office7 のオプション等、乙所定のオプションは提供しません。
- サイボウズ Office7 シンク、サイボウズ Office7 ケータイ、サイボウズ Office7 リモートサービス
- (2) 甲は、別途乙が交付したサイボウズ株式会社所定の使用許諾契約内容に同意したものとみなします。
- (3) 甲が本サービスで利用できるデータ容量は 1Gbyte とします。
- (4) 本サービスを付加できる beat-box は、複数拠点接続サービスを契約していない beat-box および、ブランチハブ、ハブ、スポークのみとします。
- (5) 本サービスは 5 ユーザーまでとします。甲が 6 ユーザー以上の利用を希望する場合、asp 利用者追加サービス for サイボウズ(R)を契約するものとします。ただし、追加は乙所定のユーザー数までとします。

- (6) 乙は、サイボウズサーバメンテナンスのため、毎日 2 時から 6 時までサービスを停止します。
- (7) 乙が提供するサイボウズ株式会社の Office のバージョンは Office7 とします。
- (8) 乙は、甲の了承を得ることなく Office のバージョンアップができるものとします。
- (9) 乙は、asp サービス for サイボウズ(R)の利用によって、あるいはasp サービス for サイボウズ(R)が利用できなくなったことによって甲に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前から乙あるいは第三者が警告していたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。
18. 甲は、第 6 項の PC クライアントアンチウイルスサービスの付加および第 7 項のアカウント入力代行サービスの付加で追加されたアカウント数ならびに第 12 項の利用者追加サービスの付加で追加されたユーザーの数を契約後、初回締切日までの間は削減できないものとします。
19. 初期登録作業
- (1) 甲が本条第 1 項または第 2 項のいずれかを契約した場合、乙は次の初期登録作業、を行います。
- beat-box の設置
  - 甲の LAN(HUB 等)、モデムへの beat-box 付属ケーブルの接続
  - beat-noc への接続設定
- (2) 本項の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。
- クライアント PC の設置および環境設定
  - LAN の構築や配線
  - モデムの設置または設定
- (3) 第 1 号の作業において、甲が利用する ISP 指定の ID およびパスワード等、設置作業に必要な情報を甲が乙の技術者に開示せず、乙の技術者が当該設置作業を完了できない場合、当該設置作業を完了するまでに要した乙の技術者訪問回数に応じて、乙は甲に乙所定の訪問料金を請求することができるものとします。
20. 本サービスの変更
- (1) 甲は、契約した本サービスの内容を変更する旨の注文(以下、変更注文という)を、乙所定の書面で乙に申し込むことができるほか、本項に規定する条件にもとづき、電子的に乙に申し込むこともできるものとします。
- (2) 本項においては、用語を次のとおり定義します。
- 指定サイトとは、beat-box に設定された本サービスの変更申込みに関する画面および当該画面からログインし、変更注文を送信するまでに表示される Web ページをいいます。
- 変更項目とは、指定サイト内に変更注文できる旨記載された項目をいいます。
- beat-box 責任者とは、甲の本サービスにおける共有機器の設定、利用者の追加、メンバーリストやグループの追加および共有フォルダの追加等の設定を行うための画面にログインできる者をいいます。
- 責任者用 ID・パスワードとは、beat-box 責任者が、前項の設定を行う画面にログインするための ID およびパスワードをいいます。
- (3) 甲は、beat-box 責任者全員に対して、変更項目について本契約を変更する権限を授与するものとします。
- (4) beat-box 責任者が指定サイトに ID・パスワードでログインし、指定サイトに記載された手順に従って変更項目について変更注文を送信した場合、当該変更注文は、甲が行ったものとみなし、その法的効果は甲に帰属するものとします。
- (5) 甲は、責任者用 ID・パスワードに関し、次の管理責任を負うものとします。
- 甲は責任者用 ID・パスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により乙あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の措置を講じるものとします。また、甲は責任者用 ID・パスワードの不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

甲は、責任者用 ID・パスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに乙にその旨を連絡するものとします。

- (6) 乙は、責任者用 ID・パスワードの漏洩、不正使用などから生じた一切の損害について、責任を負わないものとします。

#### 第4条 (提供条件)

乙が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。

- (1) 乙は beat-box を甲に無償で提供します。
- (2) 本サービスで利用するブロードバンド回線、ダイヤルアップ接続回線等の通信回線および ISP の提供品質等については、乙は責任を負いません。
- (3) 前号のブロードバンド回線または ISP は甲の費用と責任で、各事業者と契約し、甲は当該契約にもとづき費用を負担するものとします。ただし、乙は、乙が指定する通信事業者に限り、甲の当該通信事業者への注文を無償で取り次ぐものとします。
- (4) 甲が使用するブロードバンド回線の速度が、64kbps を下回った場合には、basic サービスまたは branch サービスが提供できない場合があります。また、オプションを使用する場合、乙は別途回線速度の制限を設けることがあります。
- (5) 乙は、甲が契約した beat-idc の IP アドレスおよびパスワードを甲に開示しないものとします。
- (6) 前号にもとづき、甲は次の操作を行えないものとします。
- クライアント PC から beat-idc に格納されたファイルへのアクセス
  - beat-box を介さずに beat-idc を用いたメールの送受信
- (7) 甲は beat-box で受信したメールを他のメールサーバに転送することができないものとします。ただし、第 3 条第 13 項のモバイルメールサービスの付加を契約した場合の着信通知機能については、この限りではありません。
- (8) 前条第 1 項の基本サービス basic(idc あり)サービスおよび同条第 5 項第 1 号の idc ホスティングディスク容量追加サービスにおいて、甲は CGI を使用することができます。ただし、乙は当該 CGI の動作保証をするものではなく、かつ動作しない場合の調査義務を負うものではありません。
- (9) 甲は、本サービスを円滑に提供する目的で乙がリモートで beat-box にアクセスすることを乙に許可するものとします。
- (10) 乙の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所に乙の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払うものとします。
- (11) 乙の技術者が障害原因を調査した結果、beat-box および beat-box に格納するソフトウェア以外の機械装置、器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払うものとします。
- (12) 甲は、乙所定の適切な設置環境を確保し、乙が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
- (13) 甲は、beat-box に接続する機械装置、コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境、接続使用する製品側の原因その他影響を与え得ると合理的に判断される要因を、乙が要請した場合、甲の費用と責任において調査するものとします。
- (14) 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は本サービスの提供義務を免れるものとします。
- 乙所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外で使用または乙所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害
  - 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害
  - beat-box 以外の機械装置、beat-box 付属ケーブル以外のケーブルまたはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害

乙が指定する者以外の者による beat-box の修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による beat-box の移動に起因する故障・障害  
火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害  
乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害  
甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧、甲が独自に設定した使用環境への復旧その他の納入時と異なる状態への復旧  
高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業

#### 第5条 (契約期間)

1. 本契約期間は表記記載のとおりとし、甲の事情による解約はできないものとします。
2. 甲は本契約期間満了の1ヵ月前までに、乙は本契約期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
3. 前項にもつぎ契約が更新された場合、甲は乙に対して1ヵ月前までに、乙は甲に対して3ヵ月前までに、書面で通知することにより更新された本契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、第3条第1項または第2項の基本サービスが解約された場合、他のサービスも同時に解約されるものとします。また、第3条第1項または第2項の基本サービスに付加されたハブ拡張サービスを解約した場合、コミュニティに接続されているブランチの基本サービス branch サービスは解約されるものとします。
4. 甲は前項の1ヵ月前の予告に代えて次条に定める beat サービス料金の1ヵ月分に相当する額を乙に支払うことにより即時本契約を解約できます。
5. 甲が前2項乃至4項にもつぎ本契約を解約する場合、甲乙が乙所定のドメイン維持管理サービスを別途締結しているときは、ドメイン維持管理サービスも同時に解約されるものとします。

#### 第6条 (料金)

本サービスにかかる次の各料金は、各々表記記載のとおりとします。

- (1) beat サービス料金  
第3条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項および第8項乃至第17項に定める各サービスの対価
- (2) 代行サービス料金  
第3条第7項に定めるアカウント入力代行サービスの対価
- (3) 初期登録料金  
第3条第19項に定める初期登録作業の対価
- (4) その他の料金  
複数拠点接続ハブ設定サービス料金、複数拠点接続スポーク設定サービス料金、回線二重化設定サービス料金、セキュリティキー設定サービス料金、ハブ拡張設定サービス料金、asp 設定サービス for サイボウズ(R) 料金

#### 第7条 (beat サービス料金等の計算)

1. beat サービス料金は、本契約開始日から計算します。
2. 契約開始または契約終了時において本サービスの利用期間が1ヵ月に満たない場合、beat サービス料金は、利用した日数に応じて日割計算します
3. beat サービス料金は後払いとします。

#### 第8条 (料金改定)

本契約締結後の著しい経済変動、乙の提携事業者の料金改定、その他本サービスの提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、乙は、料金改定日の2ヵ月前までに書面で甲に通知することにより、beat サービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定が甲に不利とならない場合、乙は、料金改定日の前日までに書面で甲に通知することにより当該料金を改定することができるものとします。

#### 第9条 (料金等の支払)

1. 甲は、第6条に定める各料金ならびに消費税および地方消費税相当額(以下総称して料金等という)を乙からの請求書受領後15日以内に、全額現金で乙に支払います。
2. 甲が料金等の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

#### 第10条 (設置場所)

1. 甲が beat-box の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知し、乙の承諾を得るものとします。
2. beat-box の移動は乙または乙の指定する者が実施し、甲は、これらに要する費用を乙に支払います。
3. 第1項にもつぎ甲が beat-box の設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により、本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、甲は料金等を乙に支払うものとします。ただし、新たな設置場所において乙が本サービスを提供できない場合、甲乙は本契約の継続可否について協議するものとします。

#### 第11条 (機密保持)

1. 甲は、本契約にもつぎ乙から提供される一切の技術情報 (beat-box を構成する技術内容を含む)が、乙および原供給者の機密情報であることを認め、事前に乙の書面による承諾を得ない限り、その全部または一部を本契約で定められた目的および態様以外の方法で使用、開示または複製しないものとします。
2. 乙は、beat-noc および beat-box に格納された甲の情報を、事前の書面による承諾なく、本サービスの目的のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。
3. 乙は、機密情報が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。
4. 乙は、beat-noc および beat-box に格納された甲の情報を、本サービスを提供する目的もしくは beat-noc および beat-box の故障または停止等の復旧目的以外には使用・複製しないものとします。
5. 前4項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は前4項の守秘義務の範囲から除くものとします。
  - (1) 甲が乙から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
  - (2) 甲の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
  - (3) 甲が独自に開発したことを立証した情報

#### 第12条 (beat-box 等の所有権)

1. beat-box および付属ケーブルならびに第3条第14項第2号に定めるセキュリティキーの所有権は富士ゼロックス株式会社(以下丙という)に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します(乙が富士ゼロックス株式会社である場合、以下丙は乙に読み替えるものとします)。
2. 甲の故意または過失により、beat-box が故障、破損または紛失した場合、甲は乙および丙に生じた損害を賠償するものとします。
3. 甲は、丙の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押、仮差押、仮処分、公租公課の滞り処分その他いかなる事由であっても、beat-box が丙の所有に属することを主張、証明するものとします。これらの事態が発生した場合、甲はただちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従います。

#### 第13条 (免責)

1. 乙は、本サービスおよびソフトウェア(本条において本サービス等という)が特定の使用目的のために適切かつ有用であること、本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと本サービス等が乙所定の稼働環境以外の環境で動作すること、本サービス等に含まれている機能のすべてが甲により選択されたコンピューター・プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. 乙は、basic サービスのウイルスチェック機能において、常に最新の定義を使用するものとします。ただし、当該定義が次の事項をチェックできることを保証するものではありません。
  - (1) 最新のウイルス
  - (2) https でダウンロードする全てのファイル
  - (3) http および ftp でダウンロードする一部のファイル
3. 不正アタック、ウイルス、通信上の不法行為等により甲に損害が発生した場合でも乙はその責めを負わないものとします。
4. 前3項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティに対する乙の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

#### 第14条 (甲の責任)

1. 甲は、乙が推奨する PC の動作環境ならびに乙が指定する内容で PC および beat-box を設定し、本サービスを利用するものとします。
2. 甲は、次の事項を甲の費用と責任において常時実施するものとし、乙は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします
  - (1) 甲は、beat-idc、beat-box、サイボウズサーバーおよび beat-box とローカルエリアネットワーク等で接続された甲の機器等、甲が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと
  - (2) beat-box の盗難、破壊、不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと
3. 甲は、beat-box について、次の行為を行わないものとします。
  - (1) 乙が指定したコネクタおよびスロット以外のものを beat-box に接続すること
  - (2) beat-box を分解すること
  - (3) beat-box に独自のプログラムをインストールすること
  - (4) 本サービス以外の目的に beat-box を使用すること
4. 甲は、ソフトウェアの使用に当たり表示されるソフトウェアの使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
5. 甲は、ソフトウェアの全部または一部について、本契約の有効期間中はもちろん、終了後といえども次の行為を行わないものとします。
  - (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
  - (2) 第三者に対する再使用権の設定
  - (3) 解析(逆アセンブル)、翻案(逆コンパイル)その他のリバース・エンジニアリング
  - (4) 変更、切除その他の改変
  - (5) 第三者へのソフトウェアおよびこれに関して知り得た技術情報(第 11 条に定める適用除外情報を除く)の開示
  - (6) ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示、販売、賃貸、使用許諾
6. 甲は、本サービスの利用に当たり、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 乙あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - (2) 乙あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
  - (4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
  - (5) 乙あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為およびそれに類する行為
  - (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
  - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
  - (10) サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (12) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、サービスを利用して使用し、又は、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
  - (14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為

(15) その他、他人の法的利益を侵害し、又は、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為

(16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

#### 第15条 (機能変更・停止)

1. 乙は、機能改良または不正アタック、ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、beat-box の仕様または本サービスの提供内容を甲の承諾を得ず変更または停止することがあります。この場合、乙は甲に、当該変更内容を通知するものとし、当該通知の内容は本契約に優先して適用されることに甲は同意します。
2. 甲が使用する beat-box を故障等により交換する場合、乙は仕様変更後の beat-box を甲に提供することがあります。

#### 第16条 (非常事態時の利用の制限)

乙は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中止を含め本サービスを制限する措置を採ることがあります。

#### 第17条 (提供中止)

1. 乙は、乙の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 本サービスの全部または一部の提供を中止する場合、乙は甲に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第18条 (提供停止)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき
  - (2) 第 14 条 (甲の責任) の規定に違反したとき
  - (3) 本サービスの利用に関し、直接または間接に乙または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
  - (4) 乙所定の beat サービスユーザーズガイドの安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
  - (5) 料金等の支払いを怠ったとき
  - (6) その他、乙が本サービスの提供を不適当と判断するとき
2. 甲が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、乙は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat-box の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

#### 第19条 第 (甲) の発注取消)

甲が乙に注文書を交付した後、乙の責に起因しない理由で当該発注を取り消した場合、甲は発注取消しまでに乙が負担した費用を、乙に支払うものとします。

#### 第20条 (損害賠償)

1. 乙の責に帰すべき事由により、甲に idc ホスティングサービスまたは isp サービスを提供できなかったときは、甲が idc ホスティングサービスまたは isp サービスをまったく利用できない状態にあることを乙が知った時刻から起算して 24 時間以上、idc ホスティングサービスまたは isp サービスがまったく利用できなかったときに限り、その月の beat サービス料金を限度として甲の損害を賠償するものとします。ただし、乙の故意または重過失による場合は、この限りではありません。
2. 前項の定めにかかわらず、通信事業者との契約にもとづき甲が使用するブロードバンド回線の障害に起因して、甲が idc ホスティングサービスまたは isp サービスを利用できない場合、乙は甲にその損害を賠償する責めを負わないものとします。
3. 甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約に別段の定めある場合を除き、通常かつ直接の損害についてのみ、かつ損害発生の原因となった本サービスの月額 beat サービス料金を限度として甲の損害を賠償するものとします。

#### 第21条 (第三者への委託)

乙は、本サービスの全部または一部を丙または丙の指定する者に委託するものとします。

第22条 (権利義務の譲渡禁止)

甲が乙の事前の文書による承諾を得ないで本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または賃貸したときは、本契約は終了するものとします。

第23条 (輸出規制)

甲は、本サービスを利用する機械装置、コンピューター・プログラム等(役務提供および関連技術情報を含む)が、外国為替および外国貿易法ならびに/またはアメリカ合衆国輸出管理規則の規制対象品となる場合、当該機械装置、コンピューター・プログラム等を外国へ輸出するときは、日本国政府の輸出許可および/またはアメリカ合衆国政府の再輸出許可を得るものとします。

第24条 (期限の利益の喪失・解除)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲の債務の期限の利益は自動的に失われるものとし、この場合、甲は乙にその時現在負担する債務を即時履行します。
  - (1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
  - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
  - (3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除できるものとします。

第25条 (契約終了時の措置)

1. 本契約第3条第1項乃至第3項の基本サービスが終了した場合、甲はただちに beat-box および付属ケーブルならびに第3条第14項第2号に定めるセキュリティキーを乙に返還し、かつ残債務の全額を即時乙に支払うものとします。
2. 前項の場合、甲は beat-box に格納された甲の情報を、甲の費用と責任で消去するものとし、乙は beat-noc および beat-idc に格納された甲の情報を、乙の費用と責任で消去するものとします。
3. 本契約第3条第10項のリモートアクセスサービスが終了した場合、甲は接続ツールをアンインストールし、かつ接続ツールのインストーラーを廃棄するものとします。
4. 本契約第3条第17項の asp サービス for サイボウズ(R) が終了した場合、乙はサイボウズサーバに格納された甲の情報を、乙の費用と責任で消去するものとします。

第26条 (準拠法および管轄裁判所)

1. 本契約の解釈・適用・履行については、本契約に別の定めのない限り日本法を独占的に適用します。
2. 本契約から派生する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄とします。

第27条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上